

サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠） 集落ネットワーク圏形成事業のご案内

はじめに

本県の面積の約8割を占める過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、地域固有の伝統・生活文化の継承など多面的な役割を果たしています。

一方で、人口減少や少子高齢化によって地域社会の担い手不足が進み、買物や交通、福祉、産業など生活を支える様々なコミュニティ機能の維持が難しくなり、地域の活力低下が懸念されています。

このような中、今後も安心して地域に住み続けることができるよう、**地域の様々な方が主体となって関わり、生活機能の維持や確保をしていくための地域運営の新たな仕組み（システム）をつくっていくいわゆる「小さな拠点」（集落ネットワーク圏の形成）の取組が重要**となっています。

県では、**サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）**で、市町村や地域の皆さん**が主体となって取り組む「小さな拠点」づくりを支援**しています。サポート事業をきっかけとして、「小さな拠点」への理解を深め、安全・安心に暮らし続けられる地域を目指す取組の一助になることを期待します。

資料の構成

1. 小さな拠点について	・・・ 2
2. 小さな拠点づくりのステップと地域運営組織について	・・・ 3
3. 集落ネットワーク圏形成事業の概要について	・・・ 4
4. 集落ネットワーク圏形成事業に関するよくある問合せ	・・・ 5

令和7年1月
福島県地域振興課

1. 小さな拠点について

「小さな拠点」づくりとは

小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組です。

「人材」と「組織」とによる活動（地域運営組織づくり）と、「拠点」づくりをうまくかみ合わせながら、継続・発展させていくことが「小さな拠点」づくりのポイントです。

○形成数：全国で2,306拠点（R6）、本県では**59**拠点 【出典】内閣府「令和6年度小さな拠点の形成に関する実態調査」
※過疎・中山間地域振興戦略（R3）では、48拠点（R2）を**60**拠点（R12）にする目標を掲げている

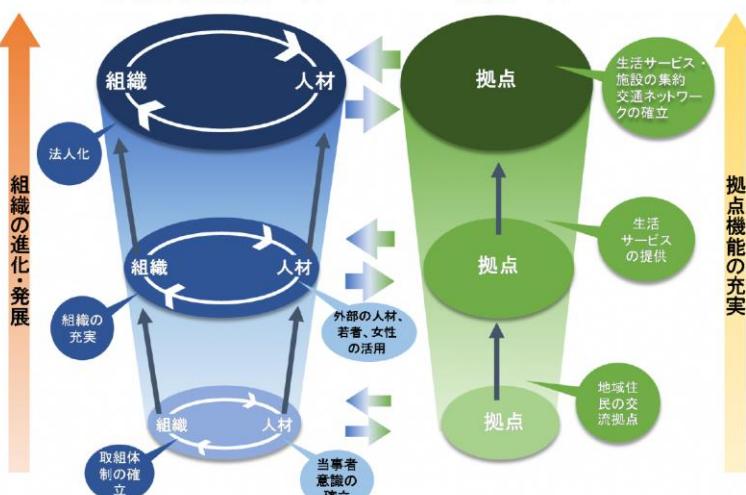
〈「小さな拠点」づくりの取組イメージ〉



〈「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント〉

地域運営組織づくり

拠点づくり



地域住民による活動のステップ*



地域住民の暮らしの拠点形成

2. 小さな拠点づくりのステップと地域運営組織について

「小さな拠点」づくりに向けた 地域住民による活動ステップ

Step① 意識の喚起 -内発的な計画づくり

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定

- 今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取図）を策定。

Step② 取組体制の確立

○地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成

- 持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成。

Step③ 生活サービスの維持確保

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

- 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持续していく物流システムの構築等を推進。

Step④ 仕事・収入の確保

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

- コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促進。

地域運営組織とは

地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

○小さな拠点における地域運営組織：

全国で1,818組織（R6）

※ 前年度比3.6%増(+63組織)

※ 本県では47団体が組織

○地域運営組織の活動内容：

祭り・運動会・音楽会等の運営、

高齢者交流サービス、防災訓練・

研修、広報紙の作成・発行など

【出典】内閣府「令和6年度小さな拠点の形成に関する実態調査」

「小さな拠点」づくりを支える 地域住民の暮らしの拠点形成

その1 住民の活動拠点をつくる

○地域の状況に応じた、多様な住民が集い、活動できる拠点の形成

- 「小さな拠点」づくりを推進するにあたって、地域住民が活動・交流を行う拠点となる場所づくりを行う。

その2 基幹集落に生活サービス機能を集約

○持続的な運営に向けた多様な機能の集約化・複合化の推進

- 個々の生活サービス、各集落での生活サービスを各々維持するだけでなく、複数の集落が連携・役割分担して、各種生活サービス機能の集約化を図り、便利な暮らしづくりにつなげる。

3. 集落ネットワーク圈形成事業の概要について

事業概要

人口減少や高齢者化が著しい過疎・中山間地域で、**市町村のリーダーシップの下**、複数の集落や各種団体・企業等が連携し、日常生活に必要な施設・機能や地域活動を行う場所（いわゆる「小さな拠点」）やそれらを実践する地域運営組織などのネットワーク組織等を形成することで、住民主体の活動による**地域課題の解決を図る仕組みづくりの取組を支援**する事業です。

小さな拠点づくりのステップにおいては、地域運営組織の立上げなど、地域住民による活動ステップのうち「①意識の喚起」「②取組体制の確立」「③生活サービスの維持確保」に向けた取組が主に該当します。

「小さな拠点」づくりに
向けた地域住民による
活動ステップ

Step①
意識の喚起
-内発的な計画づくり

Step②
取組体制の確立

Step③
生活サービスの
維持確保

Step④
仕事・収入の確保

支援 内容

- ①小さな拠点づくり計画策定事業
- ②小さな拠点づくり事業

- 補助対象：市町村
- 対象地域：過疎・中山間地域
- 補助率：9/10以内
- 補助上限額：①50万円、②500万円（累計、①含む）

①小さな拠点づくり計画策定事業（最大2か年度）

- ・市町村が中心となり、地域住民が集まり、話し合いを通じて地域課題を整理
- ・複数の集落等の連携による課題解決の方向性を模索・検討
- ・小さな拠点形成に向けた計画づくり

具体例...「有識者を招聘した勉強会の開催」「研修受講」「先進地視察」「課題把握のための分析・調査」など

②小さな拠点づくり事業

（発展的事業は3か年度以内で継続可）

- ・①で作成した計画に基づき、集落間の連携による複数の地域課題解決を図る取組

具体例...「集落間を結ぶコミュニティバスや移動販売車の試験運行」「道の駅と周辺集落が連携した農産物の集出荷体制の構築」「ICTを活用した鳥獣害対策」「高齢者の見守り活動」など

※計画に基づく事業実施主体への委託や補助、負担金の支払い（間接補助）も可能

住民主体の活動による持続可能な地域づくりへ

- ・サポート事業（収益事業等）も活用しながら、地域にあった多機能型のコミュニティゾーンの振興など、自立的な取組につなげる

4. 集落ネットワーク圈形成事業に関するよくある問合せ

◆ 事業全般

質問1

実施主体は市町村か？地域運営組織などの民間団体が主体になることはできないのか？

回答1

この事業では、生活交通の維持や福祉サービスの提供など、市町村の関与が不可欠な取組を想定しています。また、複数集落の連携など、広域的な取組を促進するためには、市町村の調整が必要であることから、実施主体を市町村に限定しています。

ただし、「小さな拠点づくり事業」に関しては、当該事業の補助を受けた市町村から民間団体が委託や補助金、負担金を受けて活動することで、民間団体が実施主体となっての事業実施を可能としています。

質問2

事業期間の考え方は？

回答2

小さな拠点づくりに取り組むためには、地域住民や関係団体など多様な主体との話し合いを通して合意形成を図るとともに、地域の総意に基づいた実行性のある計画を策定することが重要となります。

このため、「小さな拠点づくり計画策定事業」の事業期間を最長で2か年度とし、「小さな拠点づくり事業」の事業期間を「小さな拠点づくり計画策定事業」の実施期間に関わらず最長で3か年度とすることで、最長5か年度の十分な事業期間の中で取組を進めることを可能としています。（※事業期間の考え方については、8頁の「参考」もご覧ください。）

※留意事項

- ・5か年度の累計補助額は500万円となります。
- ・他の枠と同様に申請は単年度ごとに行う必要があります。また、前年度に採択された場合であっても、次年度事業の採択を保証するものではありません。

質問3

同一年度内に「小さな拠点づくり計画策定事業」と「小さな拠点づくり事業」を実施することは可能か？

回答3

可能ですが、「小さな拠点づくり事業」は小さな拠点づくり計画（又はその内容を網羅した計画）が策定されていることが必須の要件です。また、計画の策定においては、地域住民による十分な話し合いがなされることが重要ですので、「小さな拠点づくり計画策定事業」を1か年度で実施する場合は、「小さな拠点づくり事業」は翌年度から行なうことが現実的で、望ましい形と考えます。

質問4

1市町村で複数の事業を申請することは可能か？また、その場合の補助限度額の考え方はどうになるか？

回答4

可能ですが、2事業目の優先順位は、他市町村の1事業目より下位とします。

また、市町村当たりの補助限度額は定めていませんが、地区当たりの上限額は累計で50万円になります。

質問5

小さな拠点となる施設を整備することが必須の要件か？

回答5

小さな拠点づくりは、単なるハード整備を意味するものではなく、複数の集落がネットワークを構築し、持続可能な地域運営の仕組みを構築する取組であり、必ずしも拠点となる施設のハード整備は要しません。

むしろ本事業は、ハード整備が前提ではなく、住民が主体となった地域課題の解決や地域を維持していく仕組み(システム)をつくるためのソフト的な取組への支援を想定しています。

◆ 「小さな拠点づくり計画策定事業」について

質問6

策定する計画書には、どのような内容を記載するのか？

回答6

地域の現状、地域の課題、目指す将来の姿、小さな拠点の運営体制等、課題解決に向けた具体的な取組内容とスケジュール、市町村の取組や事業実施主体への支援内容、その他小さな拠点づくりに必要な事項を記載してください。

質問7

既に市町村や地域で計画を策定している場合でも、「小さな拠点づくり事業」を行うためには、「小さな拠点づくり計画策定事業」を行う必要があるか？

回答7

「回答6」で記載している事項が網羅されている計画が既にある場合には、「小さな拠点づくり事業」から開始することも可能です。

質問8

小さな拠点づくり計画の策定主体は？策定した計画に市町村名（クレジット）を記載する必要はあるか？

回答8

「小さな拠点づくり計画策定事業」では、市町村と地域の様々な関係者が連携・協力し、計画づくりを通じて地域の将来像を描いていくことが重要です。補助事業者は市町村ですが、計画の策定主体は「①市町村」「②地域（例：〇〇協議会、〇〇地区小さな拠点づくり検討会など）」「③市町村と地域の連名」など様々なケースが想定されます。

そのため、②の場合などでは、市町村のクレジットは必須ではありませんが、小さな拠点づくりを進めるためには市町村の継続的なサポートやフォローが不可欠であることから、計画書（「回答6」における『小さな拠点の運営体制等』や『具体的な取組内容』等）に市町村の役割を記載するなど、市町村の関わりを明確にすることが望ましいと考えます。

◆ 「小さな拠点づくり事業」について

質問9

小さな拠点づくり計画を策定する前に、計画に盛り込む取組を検討するための実証事業を「小さな拠点づくり事業」で実施することは可能か？

回答9

小さな拠点づくり計画（又はその内容を網羅した計画）の策定前に「小さな拠点づくり事業」を行うことはできません。

小さな拠点づくりについては、取組の中心となる地域運営組織が「地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」とされていることからも、住民主体の計画をベースに取り組まれることが肝要です。

また、「小さな拠点づくり事業」はハード整備も想定されることから、補助金の適切な運用を期する上でも、地域住民の総意による実行性のある計画に基づいて取り組まれることが重要と考えます。

質問10

「小さな拠点づくり事業」では、同一の事業内容を2年間継続して行うことは可能か？

回答10

「小さな拠点づくり計画策定事業」で作成した計画に基づく事業であれば可能ですが、単に2年間継続するのではなく、1年目の取組を踏まえて事業内容の発展や改善を図ることが望ましいです。

なお、ほかの枠と同様に申請は単年度ごとに行う必要があります。また、初年度に採択された場合であっても、次年度事業の採択を保証するものではありません。

質問11

事業実施主体に間接補助する場合、どのような経費が対象となるか？

回答11

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金交付要綱に規定する補助対象経費とします。

質問12

事業実施主体に間接補助する場合、事業実施主体が補助事業者（市町村）に提出した書類（収支計画書など）のうち、県に提出する書類は何か？

回答12

補助事業者（市町村）が県に補助金交付申請時に提出する書類は、補助事業者が定めた要綱及び経費内訳が分かる書類とし、経費内訳の根拠となる見積書等の詳細資料の提出は不要とします。

質問13

補助事業者（市町村）が事業実施主体に間接補助する場合で、間接補助の内容に変更が生じた際は、補助事業者は県に対してどのような手続きが必要か？

回答13

補助事業者（市町村）が定めた交付要綱等に基づき、補助事業者と事業実施主体間で適切な手続きを行っていれば、県への手続きは不要です。

参考：事業期間の考え方（まとめ）



【事業に関するお問合せ】所管の地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

県北地方振興局 : 024-521-2657

県中地方振興局 : 024-953-1323

県南地方振興局 : 0248-23-1546

会津地方振興局 : 0242-29-5292

南会津地方振興局 : 0241-62-5207

相双地方振興局 : 0244-26-1117

いわき地方振興局 : 0246-24-6253